

都市ガスの今後の復旧見通し等について

※ 下線部は前回発表からの変更・新規掲載部分

23年4月12日（火）午後4時

仙台市ガス局

1 各地域の開栓予定等

(1)明日の供給再開(お客さま宅のガス開栓)の予定地区

(重要)供給再開予定地区に「〇〇町△丁目」と記載があっても、道路や河川等で復旧するブロックが区切られており、同じ〇〇町△丁目内であっても復旧ブロックが分かれていて、供給再開する時期が異なる場合があります。HPに詳しいブロック地図が掲載されておりますので、ブロック番号でご確認下さい。HPをご覧になれない場合は、仙台市ガス局までお問い合わせ下さい。

(※)印について:複数ブロックにまたがっており、4月12日に供給再開とならない地区があります。

4月13日(水)より

(青葉区)

【C2-04】あけぼの町の一部、荒巻中央(※)の一部、北根1丁目の一部、鷺ヶ森1丁目の一部、台原2丁目～4丁目の各一部、堤町2丁目(※)・3丁目(※)の各一部、藤松の一部、水の森1丁目(※)の一部 【C2-12】川平2丁目(※)・4丁目の各一部、国見ヶ丘1丁目の一部、中山3丁目(※)・4丁目(※)・6丁目(※)・7丁目～9丁目の各一部、西勝山の一部、吉成台2丁目の一部 【C4-18】春日町の一部、立町の一部 【C4-22】柏木1丁目・2丁目・3丁目(※)の各一部、木町の一部、木町通1丁目・2丁目の各一部、星陵町の一部、通町1丁目の一部、支倉町の一部、八幡1丁目の一部、広瀬町の一部 【C4-25】梅田町(※)の一部、上杉6丁目(※)の一部、昭和町の一部、堤通雨宮町の一部、通町2丁目(※)の一部 【C4-26】上杉1丁目・3丁目(※)・4丁目(※)・5丁目(※)・6丁目(※)の各一部、錦町1丁目(※)の一部、宮町4丁目(※)の一部 【C4-29】小田原4丁目・6丁目(※)・7丁目・8丁目の各一部、中江2丁目(※)の一部、福沢町(※)の一部 【C4-30】小田原4丁目・5丁目・6丁目(※)・7丁目の各一部、花京院2丁目(※)の一部、宮町1丁目(※)・2丁目(※)の各一部

(泉区)

【C2-12】実沢字中山南の一部、南中山1丁目(※)の一部 【N1-08】向陽台1丁目～4丁目・5丁目(※)の各一部、山の寺1丁目(※)・2丁目(※)・3丁目(※)の各一部

(富谷町)

【N1-08】東向陽台1丁目～3丁目の各一部

※作業の進捗状況等により、供給再開予定地区であっても供給再開できない箇所が発生する場合があります。その際は何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

仙台市ガス局HPでもガス供給再開予定が確認できます。また、携帯電話(NTTDocomo、au、ソフトバンク)のガス局の専用ページでも確認ができますので、携帯電話に直接下記のURLを入力してご利用ください。<http://www.gas.city.sendai.jp/>

また、「仙台市メール配信サービス」でも、供給再開予定地区の情報を配信しております。是非ご登録ください。詳しくは、仙台市ホームページのトップページから「メール配信サービス」をご覧ください。

(2)供給再開(お客さま宅のガス開栓)中の地区

(※)印について:複数ブロックにまたがっている地区です。

4月12日(火)より

(青葉区)

【C4-10】大手町の一部、霊屋下の一部、片平1丁目・2丁目の各一部、花壇の一部、米ヶ袋1丁目・2丁目(※)・3丁目(※)の各一部 【C4-11】一番町1丁目(※)の一部、五橋1丁目・2丁目(※)の各一部、北目町の一部、中央1丁目(※)・3丁目(※)・4丁目の各一部 【C4-12】一番町1丁目(※)の一部、五橋2丁目(※)の一部、片平1丁目・2丁目の各一部、北目町の一部、中央3丁目(※)の一部 【C4-15】花京院1丁目(※)の一部、中央1丁目(※)の一部、本町1丁目(※)の一部、宮町1丁目(※)の一部 【C4-21】上杉1丁目(※)・2丁目(※)の各一部、国分町3丁目(※)の一部、二日町(※)の一部、本町3丁目(※)の一部 【C4-32】折立3丁目(※)・4丁目～6丁目の各一部、栗生1丁目・2丁目(※)・3丁目(※)・4丁目(※)の各一部、西花苑1丁目・2丁目の各一部、茂庭字綱木裏山の一部

(宮城野区)

【E2-02の一部】岡田字春日田の一部、岡田字八間谷地の一部、岡田字寺袋浦の一部、岡田字南在家の一部、岡田字北在家の一部、岡田字前田の一部、岡田字上高土手の一部、岡田字久太郎東の一部、岡田字久兵工前の一部、岡田字明神東の一部、岡田字南高屋敷の一部、岡田字下高土手の一部、蒲生字鍋沼の一部、蒲生字荻袋の一部、蒲生字榎の一部、蒲生字雑子袋の一部、福室字御蔵前三番の一部、福室字小原一番の一部、福室字田中東一番の一部、福室字田中前一番の一部、福室字田中前二番の一部

(若林区)

【C4-11】新寺1丁目(※)の一部

(太白区)

【S1-10】大谷地の一部、鉤取1丁目・2丁目・3丁目(※)・4丁目の各一部、鉤取字谷地田の一部、鉤取本町1丁目(※)の一部、上野山3丁目(※)の一部、金剛沢1丁目(※)・2丁目(※)の各一部、佐保山の一部、御堂平の一部 【S1-12】大谷地の一部、金剛沢1丁目(※)・2丁目(※)の各一部、西多賀1丁目(※)・3丁目・4丁目の各一部、西ノ平1丁目・2丁目(※)の各一部、三神峯1丁目・2丁目の各一部、八木山東1丁目(※)の一部 【S1-15】鹿野本町の一部、鹿野1丁目(※)・2丁目(※)の各一部、越路の一部、長嶺(※)の一部、根岸町(※)の一部、萩ヶ丘(※)の一部、二ツ沢の一部、緑ヶ丘1丁目(※)・3丁目(※)の各一部、向山3丁目(※)・4丁目(※)の各一部、茂ヶ崎1丁目～3丁目の各一部、門前町(※)の一部

4月11日(月)より

(青葉区)

【C2-03】北根1丁目(※)・2丁目・3丁目(※)・4丁目(※)の各一部、鷺ヶ森1丁目(※)・2丁目の各一部、東勝山1丁目・2丁目・3丁目(※)の各一部、藤松(※)の一部、双葉ヶ丘1丁目(※)の一部、【C2-11】川平3丁目・4丁目(※)・5丁目の各一部、桜ヶ丘7丁目(※)の一部、【C4-09】五橋2丁目(※)の一部、米ヶ袋2丁目(※)・3丁目(※)の各一部、土樋1丁目(※)の一部

(宮城野区)

【C3-08】五輪1丁目(※)の一部、榴ヶ岡の一部、榴岡3丁目(※)・4丁目(※)・5丁目(※)の各一部、西宮城野(※)の一部、東十番丁の一部、宮城野1丁目(※)・2丁目(※)の各一部、【C3-11】小田原牛小屋丁の一部、小田原金剛院丁の一部、小田原大行院丁の一部、小田原広丁の一部、小田原山本丁の一部、小田原弓ノ町の一部、花京院通の一部、車町の一部、五輪1丁目(※)の一部、榴ヶ岡の一部、榴岡3丁目(※)の一部、鉄砲町の一部、名掛丁(※)の一部、二十人町の一部、二十人町通の一部、原町南目字町の一部、東六番丁の一部、東七番丁の一部、東八番丁の一部、東九番丁の一部、東十番丁の一部、元寺小路の一部、【C3-20】萩野町2丁目～4丁目の各一部、宮千代1丁目～3丁目の各一部、【C3-21】銀杏町(※)の一部、苦竹3丁目・4丁目の各一部、萩野町1丁目・3丁目・4丁目の各一部、東宮城野の一部、南目館(※)の一部、宮城野3丁目(※)の一部、宮千代1丁目(※)の一部、【N1-01】岩切字青津目の一部、岩切字小児の一部、岩切字観音前の一部、岩切字大前的一部分、岩切字洞ノ口の一部、岩切字洞ノ口東の一部、岩切字羽黒前的一部分、岩切字東河原的一部分、岩切字若宮前的一部分、岩切字入山的一部分、岩切字昭和東(※)の一部、岩切字分台的一部分、岩切字台屋敷(※)の一部、岩切字千刈田的一部分、南宮字上新田的一部分、南宮字日向前的一部分

(若林区)

【C3-08】新寺2丁目(※)・5丁目(※)の各一部、【C3-20】卸町1丁目(※)の一部、【C3-21】卸町1丁目～4丁目の各一部

(太白区)

【S1-05】泉崎1丁目・2丁目の各一部、鹿野3丁目(※)の一部、長町南3丁目(※)・4丁目(※)の各一部、【S1-09】泉崎1丁目・2丁目の各一部、富沢1丁目～3丁目・4丁目(※)の各一部、西多賀2丁目・5丁目の各一部、【S1-11】芦ノ口(※)の一部、大塙町(※)の一部、鹿野1丁目(※)・2丁目(※)の各一部、砂押町の一部、砂押南町の一部、土手内1丁目～3丁目の各一部、西多賀1丁目(※)の一部、緑ヶ丘1丁目(※)・2丁目・3丁目(※)の各一部

(泉区)

【C2-11】長命ヶ丘3丁目(※)の一部

(多賀城市)

【N1-01】山王字西町浦の一部、山王字三千刈の一部、山王字北寿福寺の一部、南宮字伊勢の一部、南宮字一里塚の一部、南宮字庚申の一部、南宮字町の一部、新田字新後の一部、新田字後の一部、新田字六歳の一部、新田字北の一部

(利府町)

【N1-01】神谷沢字南沢の一部、神谷沢字赤坂の一部、神谷沢字長田の一部、神谷沢字金沢の一部、神谷沢字塚元の一部、神谷沢字広畑の一部、神谷沢字館ノ内的一部分、神谷沢字新宮ヶ崎的一部分、神谷沢字化粧坂的一部分、菅谷字新洞風的一部分、菅谷字産野原的一部分、菅谷字西天神的一部分、菅谷字新馬場崎前的一部分

(3) 道路に埋設されたガス管の修繕作業が終了し、今後順次開栓作業に着手する地区

(※)印について:複数ブロックにまたがっている地区です。

(青葉区)

【C1-13】旭ヶ丘3丁目・4丁目の各一部、台原森林公園の一部 【C4-02】柏木3丁目(※)の一部、北山2丁目・3丁目の各一部、国見1丁目・4丁目の各一部、三条町の一部、子平町の一部、千代田町の一部、新坂町の一部 【C4-27】小田原6丁目(※)の一部、花京院2丁目の一部、上杉3丁目・4丁目の各一部、錦町1丁目・2丁目の各一部、宮町1丁目・2丁目・3丁目(※)・4丁目(※)の各一部

(宮城野区)

【C1-05】安養寺3丁目の一部、鶴ヶ谷1丁目～3丁目・4丁目(※)の各一部

(泉区)

【C1-13】旭ヶ丘1丁目・2丁目の各一部、七北田字八乙女の一部、南光台3丁目(※)・4丁目(※)の各一部、東黒松の一部

(4) 道路に埋設されたガス管の修繕作業中の地区

上記(1)～(3)以外で開栓作業に着手していない地区

(5) (4)のうち道路に埋設されたガス管の被害等が大きく、修繕作業に時間を要している地区

(※)印について:複数ブロックにまたがっている地区です。

(青葉区)

【C2-07】荒巻神明町(※)の一部、荒巻中央(※)の一部、荒巻本沢2丁目(※)・3丁目の各一部、川平1丁目(※)の一部、滝道(※)の一部、中山1丁目(※)の一部、水の森1丁目(※)・2丁目・3丁目(※)・4丁目の各一部、【C2-08】川平1丁目(※)・2丁目(※)の各一部、桜ヶ丘1丁目～6丁目・7丁目(※)・8丁目・9丁目の各一部、水の森3丁目(※)の一部、【C2-14】貝ヶ森1丁目～6丁目の各一部、国見6丁目(※)の一部、国見ヶ丘6丁目(※)の一部

(宮城野区)

【C1-06】鶴ヶ谷字本山の一部、鶴ヶ谷4丁目(※)・5丁目の各一部、鶴ヶ谷北1丁目・2丁目の各一部

(太白区)

【S1-04】鹿野1丁目(※)・2丁目(※)・3丁目(※)の各一部、長町7丁目(※)・8丁目(※)の各一部、長町南1丁目(※)・2丁目(※)・3丁目・4丁目(※)の各一部、【S1-13】鉤取3丁目(※)の一部、金剛沢1丁目(※)・2丁目(※)・3丁目の各一部、八木山本町2丁目(※)の一部、八木山南1丁目～6丁目の各一部、八木山東2丁目(※)の一部、【S1-14】芦ノ口(※)の一部、大塙町(※)の一部、恵和町(※)の一部、金剛沢1丁目(※)の一部、長町字越路(※)の一部、西ノ平2丁目(※)の一部、松が丘(※)の一部、八木山本町1丁目(※)・2丁目(※)の各一部、八木山東1丁目(※)・2丁目(※)の各一部、若葉町の一部【S1-16】、青山1丁目(※)・2丁目の各一部、大塙町(※)の一部、恵和町(※)の一部、桜木町(※)の一部、長嶺(※)の一部、松が丘(※)の一部、緑ヶ丘3丁目(※)・4丁目の各一部、向山1丁目(※)・2丁目(※)・3丁目(※)の各一部、八木山香澄町(※)の一部、八木山松波町(※)の一部、八木山緑町の一部、八木山弥生町の一部、【S1-17】青山1丁目(※)の一部、桜木町(※)の一部、長町字越路(※)の一部、松が丘(※)の一部、八木山本町1丁目(※)・2丁目(※)の各一部、八木山香澄町(※)の一部、八木山松波町(※)の一部、【S1-18】萩ヶ丘(※)の一部、向山1丁目(※)・2丁目(※)・3丁目(※)・4丁目(※)の各一部、八木山香澄町(※)の一部

(泉区)

【C1-06】南光台東1丁目(※)・2～3丁目の各一部、松森字長岫の一部、松森字陣ヶ原の一部、松森字八沢(※)の一部、松森字後沢の一部、松森字関場の一部、松森字城前(※)の一部、【C1-09】南光台2丁目(※)・3丁目(※)・4丁目(※)・7丁目(※)の各一部、南光台東1丁目(※)の一部、南光台南1丁目(※)・2丁目(※)・3丁目(※)の各一部、【C1-10】七北田字境の一部、南光台4丁目(※)・5丁目・6丁目・7丁目(※)の各一部、松森字前ヶ沢の一部、松森字堤下の一部、松森字新田の一部、松森字明神の一部、松森字八沢(※)の一部、松森字後田の一部、松森字不動の一部、松森字前田の一部、松森字坂下の一部、松森字中道の一部

◎修繕に時間を要している理由は以下のとおりです

①差し水によるもの:道路に埋設されたガス管に水が入り、水抜き作業に時間を要しています。

(C1-09, C2-07, C2-08, C2-14)

②ガス管修繕によるもの:道路に埋設されたガス管の被害が大きく、修繕に時間を要しています。

(S1-13, S1-14, S1-16, S1-17, S1-18, C1-06)

③上記①、②の両方の理由によるもの

(C1-10)

(6) 4月7日の余震の影響により供給停止し、修繕作業を行っている地区。

(宮城野区)

【C1-06】鶴ヶ谷字本山の一部、鶴ヶ谷4丁目(※)・5丁目の各一部、鶴ヶ谷北1丁目・2丁目の各一部

(泉区)

【C1-06】南光台東1丁目(※)・2丁目・3丁目の各一部、松森字長岫の一部、松森字陣ヶ原の一部、松森字八沢(※)の一部、松森字後沢の一部、松森字関場の一部、松森字城前(※)の一部

なお、【C1-06】と同時に供給を停止した【C1-05】【C1-13】ブロックは、「(3)道路に埋設されたガス管の修繕作業が終了し、今後順次開栓作業に着手する地区」に記載しています。

2 現在の復旧作業の状況

(1) 都市ガスの復旧状況 (設備の修繕・開栓(かいせん)作業)

4月11日(月)午後5時現在

復旧対象戸数(A)※	311,144戸
本日の復旧戸数	20,415戸
本日までの累計復旧戸数(B)	230,369戸
復旧対象残数(A)-(B)	80,775戸
復旧率(B)/(A)	74.0%

要員数：約4,200名 (ガス局約500名、復旧隊約3,700名)

※復旧対象戸数とはお客さま戸数から、海岸部等津波の被害の大きい地区のお客さまの戸数及びお客さまのご都合等によりガスをご使用になっていないお客さまの戸数を差し引いたものです。

(2) 復旧隊の活動状況

- ・活動内容: 復旧計画策定、被害設備調査、導管修繕、開栓等
- ・構成: 日本ガス協会の他50事業所

日本ガス協会、東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、西部ガス、北海道ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、旭川ガス、釧路ガス、室蘭ガス、帯広ガス、苫小牧ガス、岩見沢ガス、東部ガス、山形ガス、新発田ガス、越後天然ガス、蒲原ガス、白根ガス、上越市ガス水道局、柏崎市ガス水道局、見附市ガス上下水道局、小千谷市ガス水道局、魚沼市企業課、桐生ガス、館林ガス、伊勢崎ガス、太田都市ガス、武州ガス、大多喜ガス、京葉ガス、長野都市ガス、小田原ガス、熱海ガス、伊東ガス、御殿場ガス、東海ガス、島田ガス、下田ガス、中遠ガス、袋井ガス、中部ガス、日本海ガス、大津市企業局、岡山ガス、山口合同ガス、四国ガス、宮崎ガス、日本ガス

(3) 今後の見通し

4月11日までの開栓作業のペースを維持できれば、当初目標としていた4月中の復旧から、10日間程度繰り上げての復旧ができる見通しとなりました。

3 復旧作業の進め方

約2,000戸から3,000戸の単位で155ブロックに分け、ブロックごとに閉栓作業、設備の修繕、開栓作業の順で実施しています。

(1) 閉栓作業

対象戸数のすべてについて終了しました。

(2) 設備の修繕

ガスの製造設備やガス導管などの供給設備の被害状況を調査し、修繕しています。

(3) 開栓作業

1軒、1軒、お客さま宅を訪問し、ガス漏れなどがないか安全を確認のうえ、各戸のメーターガス栓を開け、使用できるようにしています。

(4) 供給再開の周知方法

3月23日より、順次供給を再開しております。ブロックごとに道路に埋設されたガス管などの被害状況を調べながら、安全が確認された地区から、お客さまのメーターガス栓を開く作業を進めていきます。このため個々の地区の供給再開時期をあらかじめお示しすることができませんが、作業に入る前日までに、TV、新聞、ホームページ等でお知らせします。

4 ガス料金の特別措置について

被災したお客さまの負担軽減のため、以下の特別措置を行います。
なお、内容を一部拡充するため3月31日に東北経済産業局に認可申請を行い、即日認可されました。

拡充の内容は下記の(1)に係る部分で、

①支払期限の更なる延長

②災害救助法が適用される地域から仙台市ガス局の供給区域に転入されたお客さまについても、支払期限を同様に延長する。
というものです。

(支払期限の延長以外の特別措置は先に認可を受けた内容のままで、変更はありません。)

(1)ガス料金の早収期限及び支払期限を延長

平成23年3月、4月及び5月検針分のガス料金について、それぞれの早収期間経過後も早収料金を適用させていただきます。

また、お客さまのガス料金の支払期限を、平成23年3月検針分は3ヶ月間、4月検針分は2ヶ月間、5月検針分は1ヶ月間、それぞれ延長いたします。

さらに、今回の地震で災害救助法の適用を受けた他の地域から仙台市ガス局の供給区域に転入されたお客さまにつきましても、同様に支払期限を延長いたします。

(2)使用できなかった月の基本料金を免除

平成23年3月11日以降6ヶ月間に限り、お客さまがガスを使用できなかった場合には基本料金をいたしません。

(3)臨時のガス工事費を免除

被災によりガスの使用ができなくなり、同じ場所で応急処置として行う臨時のガス工事については、平成23年5月31日までにお申し出があった場合、工事費はいたしません。

※1早収期限…請求書発行日の翌日から20日目 ※2支払期限…請求書発行日の翌日から50日目

(4)都市ガスの標準熱量の変更について

新潟からのパイプラインで送られるガスを供給するため、ガスの標準熱量が変更となります。変更される熱量と一般料金は以下のとおりです。

(熱量)

<震災前>	<3月23日以降>
46.04655メガジュール	44.11メガジュール

(一般料金)

使用量	基準単位料金	基準単位料金
	<震災前>	<3月23日以降>
0~20m ³	151.62円	145.24円
21~100m ³	145.78円	139.64円
101~300m ³	143.68円	137.63円
301m ³ ~	138.77円	132.93円

5 ガス局施設の営業状況について

ガス局泉営業所・南営業所:休業中

各ガス料金収納窓口:ガスサロン及び幸町庁舎 営業中

ガスサロン:営業中

幸町天然ガススタンド:休業中 卸町天然ガススタンド:営業中

6 ガス設備工事について

現在、復旧作業を優先しているため、発災前にお申し込みいただいたガス設備工事の施工が遅れています。お客さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

7 報道機関のみなさまへのお願い

二次災害防止の観点から、ガスの安全に関して、次の内容を報道していただきますようお願いいたします。

(1) 現在、お客さまからのお問い合わせの電話が集中しており、電話が大変つながりにくくなっております。ご迷惑をおかけしております。各地域の供給再開の時期につきましては、ホームページでご確認いただくことができますのでご利用下さい。また、間違い電話が多くなっております。番号のかけ間違いにご注意下さい。

(2) 作業の進捗状況等により、供給再開予定地区であっても供給再開できない箇所が発生する場合があります。その際は何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

(3) 都市ガスが止まっているお客さまへのお願い

① ガスもれ等の二次災害を防止するため、ガスの供給を停止させていただきました。安全のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓をすべて閉めてください。

② ガスの供給再開にあたりましては、ガス局の係員がお伺いし、お客さまのガス設備の安全を確認させていただきますので、それまでは絶対にガスをご使用にならないようお願いいたします。

③ 都市ガス機器に、プロパンガスのボンベを接続することは、絶対にやめてください。ガスの種類が異なるため、火災や事故の原因となります。

(4) 都市ガスが供給されているお客さまへのお願い

現在、安全に配慮しながら、ガスを供給しておりますが、ガスの臭いがしたら火は使用しないで下さい。器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉め、窓を開け、すぐにガス局へご連絡下さい。その際、換気扇は、スイッチから火花がとび、引火する恐れがありますので、絶対に操作しないで下さい。また、現在、水道、下水道とも復旧中です。不要不急の水道使用を避け、節水にご協力をお願いします。

(5) 都市ガス供給再開当日、ご不在のお客さまへのお願い

都市ガスの供給が再開された地区のお客さまでも、再開当日にご不在の場合には、屋内ガス設備の点検が完了しておりませんので、ガスを止めています。ご不在連絡票を投函いたしますので、ご使用の際には必ずガス局へご連絡いただき、ガス局の係員が設備を点検し、安全を確認するまで絶対にガスを使わないで下さい。

(6) 仙台市ガス局HPでもガス供給再開予定地区が確認できます。また、携帯電話(NTTDocomo、au、ソフトバンク)のガス局の専用ページでも確認ができますので、携帯電話に直接下記のURLを入力してご利用ください。

<http://www.gas.city.sendai.jp/>

(7) 「仙台市メール配信サービス」でも、供給再開予定地区の情報を配信しております。是非ご登録ください。詳しくは、仙台市ホームページのトップページから「メール配信サービス」をご覧ください。

(8) お問い合わせ先について、番号のかけ間違いが多数発生しております。お問い合わせの際には、電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないよう、お願いいたします。

(9) 大変ご不便をおかけいたしますが、復旧につきましては、全力をあげてまいりますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

〔お客さまからのお問い合わせ先〕

電話 お客さまセンター 0800-8008-977(フリーアクセス)8:30～19:00

上記以外の時間 022-256-2111

※間違い電話が多くなっております。番号のかけ間違いにご注意下さい。

〔報道機関からのお問い合わせ先〕

電話 経営企画課 022-292-7652 へお願いします。